

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

テレワーク支援

新型コロナウイルス感染拡大を背景に、在宅勤務やウェブ会議を導入する企業が増えています。

1. テレワークに関する情報提供

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。テレワーク導入企業の事例や相談窓口が設置されています。

【テレワーク導入事例の紹介】

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

- 業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）
- 持ち帰り専用のノート PC から社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。テレワーク関連情報もまとめて掲載されています。

テレワーク情報サイト（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/furusato-telework/index.html

テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

<https://telework.mhlw.go.jp/>

【テレワーク相談センター（厚生労働省）】

平日 9 時～17 時（土日祝日除く）

電話：0120-91-6479（フリーダイヤル）

03-5577-4724／03-5577-4734（5月31日まで。通信料は発信者負担になります。）

メール：sodan@japan-telework.or.jp

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

2. テレワーク導入にかかる支援策

【テレワークマネージャー派遣事業】

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、WEB 及び電話によるコンサルティングを実施します。

- ・相談実施期間：2021年3月31日（水）まで
- ・費用：コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

- ・問い合わせ <https://www.nttdata-strategy.com/r01telework/>

【働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）*】（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

*令和元年度までは「時間外労働等改善助成金」名称変更）に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時限的に設けています。

（1）対象事業主

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主
※試行的に導入している事業主も対象となります

（2）助成対象の取組

- ・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用
- ・就業規則・労使協定等の作成・変更
- ・労務管理担当者に対する研修
- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング 等

※シンククライアント型端末（パソコン）の購入費用は対象となりますが、シンククライアント型以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。

（3）主な要件

事業実施期間中に

- ・助成対象の取組を行うこと
- ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること

（4）助成の対象となる事業の実施期間

令和2年2月17日～5月31日

（5）支給額

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

補助率：1/2～3/4（1企業当たりの上限額：200～300万円）

・参考資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000626808.pdf>

・出典

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html

・問い合わせ先

テレワーク相談センター <https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479（受付時間：平日9:00～17:00）

【IT導入補助】（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。

【税制面での支援】

①少額減価償却資産の特例

中小企業は、テレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

②中小企業経営強化税制 ※詳細は調整中

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

【出典】

少額減価償却資産の特例 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5408.htm>

中小企業経営強化税制 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

中小企業税制パンフレット（令和1年版）

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2019/191010zeisei.pdf>